

公益財団法人牧誠財団 『メルコ管理会計研究』 院生論文査読制度運用規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第3条に定められた目的を実現すべく、日本の大学院に在学する院生および博士課程に3年以上在籍した研究生等が執筆した研究論文の水準向上を図り、その成果を普及するために必要な事項を定めるものとする。

(査読の対象)

第2条 機関誌『メルコ管理会計研究』に投稿された院生論文を査読の対象とする。

(査読者の選任)

第3条 院生論文の第1査読者は編集委員長・編集員長補佐が担当し、担当の第1査読者である編集委員長・編集員長補佐が必要に応じてもう1名の査読者を選任する。

(査読評価と掲載可否の判断)

第4条 査読者はA, B, Cの3段階で論文を評価する。査読者が、原稿をそのまま掲載を可とする、もしくは軽微な修正のうえ掲載を可すると判断した場合はAと評価する。掲載すべきでない、あるいは投稿受理日より4ヶ月以内に掲載可能な水準に改善が期待できないと判断した場合にはCと評価する。投稿受理日より4ヶ月以内に掲載可能な水準に改善が期待でき修正のうえ再査読すべきと判断した場合にはBと評価する。なお、投稿受理日とは、投稿された論文について、編集委員会において当財団の投稿論文執筆要領に準拠していることが確認され、正式に投稿論文として受け付けられた日とする。

- 2 査読者は、評価がAもしくはBの場合は修正すべき点を指摘し、Cの場合は掲載すべきでないと判断した理由を提出するものとする。
- 3 担当の編集委員長または編集員長補佐は、原則として、A評価が2名以上の査読者から報告されたならば掲載を可とし、C評価が1名以上の査読者から報告されたならば掲載を不可とする
- 4 査読評価が前項第4条第3項以外の場合、原則として、修正のうえ再査読とする。ただし、第1査読者である編集委員長または編集員長補佐は、投稿受理日より4ヶ月以内に掲載可能な程度の改善が期待できるかどうか判断し、掲載を不可とすることができる。

(査読手続きと査読報告書の期限)

第5条 第1査読者は簡易査読を行い、評価がAもしくはBとなる見込の場合は投稿受理日より2週間以内にもう一人の査読者を選任する。

- 2 査読者は査読依頼日より3週間以内に査読報告書を作成する。
- 3 第1査読者である編集委員長または編集委員長補佐は、投稿受理日より4ヶ月以内に掲載の可否を決定する。

(査読結果の通知)

第6条 担当の編集委員長または編集委員長補佐は、査読結果を論文執筆者に通知する。

(論文の修正)

第7条 論文執筆者は、論文の修正が求められた場合、査読結果が通知されてから1週間以内に修正原稿提出の意思および提出予定日を担当の編集委員長または編集委員長補佐に提示しなければならない。ただし、提出予定日は査読結果通知日から3週間以内とする。

- 2 修正原稿を提出する場合は、修正原稿とともに、修正箇所の一覧表を添付して、担当の編集委員長または編集委員長補佐に提出するものとする。

(掲載可否の通知)

第8条 担当の編集委員長または編集委員長補佐は掲載可否を論文執筆者に通知する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、編集委員会の議決を経て行う。

附則

この規程は平成31年1月1日から施行する。

令和元年7月29日 改訂

令和元年11月6日 改訂

令和4年4月28日 改定

令和8年3月25日 改定（令和8年5月1日より適用する）